

社会保険等の扶養家族の方へ

がん検診と一緒に
特定健診も受けましょう！

扶養家族の方は、*『特定健康診査受診券』があれば、特定健診を宮津市の住民健診会場でがん検診と同時に受けていただけます。

※ 加入している保険によっては、住民健診会場で受けていただけない場合があります。

まずは先にごがん検診の申し込みをお済ませください。(住民健診申込一次締切：3月29日)

*『特定健康診査受診券』について

- ・4月以降に、保険者から直接又は事業主(職場)を通じて、加入者本人(被保険者)に送付されます。ただし、新たに扶養家族となった方等は、保険者に「特定健康診査受診券」発行の手続きが必要な場合があります。
- ・「特定健康診査受診券」が届かない場合は、保険者又は事業主(職場)にお問合せください。
- ・「特定健康診査受診券」が手元に届くのが、申込期限(5/31)以降になる場合は、事前に健康増進係までご連絡ください。

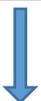
～住民健診会場で特定健診を受けるまでの流れ～

「特定健康診査受診券」が届く



- ・受診券が届いたら、健康保険証と「特定健康診査受診券」の番号が一致しているかご確認いただき、早めに申し込み手続きをしてください。

特定健診を申込み 申込期限：5月31日



- ・宮津市健康・介護課健康増進係又は各地区連絡所の窓口で、特定健診申込書にご記入ください。

【申込時の持ち物】

- ・「特定健康診査受診券」のコピー
- ・健康保険証のコピー

案内・受診票が届く



- ・住民健診を委託している業者から受診票が送付されます。

特定健診を受ける



- ・健診当日は、右記持ち物をご持参ください。
- ・案内された日時・会場で特定健診を受けてください。

【健診当日の持ち物】

- ・「特定健康診査受診券」原本
- ・健康保険証
- ・受診票

健診の結果が届く

- ・住民健診を委託している業者から健診結果が送付されます。

【保険のQ&A】

Q：保険者とは？

A：健康保険事業の運営主体のこと。健康保険証を発行しているところです。

Q：被保険者とは？

A：健康保険に加入し、病気やけがなどをしたときに必要な給付を受けることができる人のことです。健康保険証には「本人」または「被扶養者」等の分類が記載してあります。

Q：特定健診とは？

A：保険者が40歳～74歳までの被保険者(保険加入者)の健康管理を行うための健診のことです。保険者には特定健診を実施する義務があります。